

文京区中小企業向け融資あっせん制度

中東情勢対応つなぎ資金

～令和8年8月3日より受付開始～

中東情勢の影響を受ける区内中小企業者の方の資金繰りを支援するため、「中東情勢対応つなぎ資金」を新設します。

対象者

※本制度は、区が直接融資するものではなく、融資実行の可否及び融資額については、金融機関等の審査によります。

次の(1)～(3)の全て満たすもの。

- (1) 文京区制度融資のうち、東京信用保証協会の保証付融資を利用していること
- (2) (1)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること
- (3) 中東情勢の変化によって事業活動に影響を受けていること

資金の内容

使途	限度額	返済期間	利率（年）％		
			契約利率	利子補給	本人負担
運転資金	1,000万円以内	2年以内 (元金据置なし)	1.9	1.5	0.4

必要書類

あっせん制度共通の申込必要書類に加え、「中東情勢対応つなぎ該当届」が必要です。

※「中東情勢対応つなぎ該当届」には、事前に取扱金融機関の記入が必要な欄があります。

【お申込みの流れ】

あっせん書の交付を受ける

東京商工会議所文京支部にあっせん申込 → あっせん書交付

金融機関に融資申込

金融機関に必要書類を持参し融資申込 → 融資可否の決定

融資実行

金融機関から文京区へ、融資可否の結果を報告
→ 文京区から金融機関を通して利息の一部を補給

融資詳細・様式
は区公式HPへ



◆お申込み・お問合せ 東京商工会議所文京支部 ☎03-5842-6731
(〒112-0003 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階)